8　国民投票の期日前二日以後に開票区を設けた場合の開票立会人の取扱いに関する事項

国民投票の期日前二日以後に開票区を設けた場合の開票立会人の選任について、所要の規定の整備を行うものとすること。（第百十三条の二関係）

9　施行期日等に関する事項

⑴　この政令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとすること。（附則第一項関係）

⑵　この政令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に登録基準日がある国民投票について適用し、この政令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例によるものとすること。（附則第二項関係）

⑶　その他所要の規定の整備を行うこと。

◇政治資金規正法施行令及び政党助成法施行令の一部を改正する政令（政令第三百三十八号）（総務省）

第１　政治資金規正法施行令の一部改正

収支報告閲覧対象文書が電磁的記録である場合について、写しの交付の方法及び写しの交付に係る手数料の額等を定める。（第十八条、第十九条関係）

第２　政党助成法施行令の一部改正

公表対象報告文書が電磁的記録である場合について、写しの交付の方法及び写しの交付に係る手数料の額等を定める。（第七条、第八条関係）

第３　施行期日等

１　この政令は、令和九年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

２　その他所要の規定の整備を行う。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第三百三十九号）（総務省）

１　情報流通行政局郵政行政部企画課及び郵便局活用課の所掌事務を変更する。（第八十七条及び第八十九条関係）

２　この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十号）の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。（附則関係）

◇ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第三百四十号）（財務省）

１　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）若しくは台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）を原産地とするニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板又は中国若しくは台湾から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について、関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項及び第二項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定める。

⑴　不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地等及び課税期間並びに不当廉売関税を課さない場合を定める。（第一条関係）

⑵　不当廉売関税の税率を定める。（第二条関係）

⑶　ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板を輸入しようとする者等の提出書類を定める。（第三条関係）

⑷　不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定める。（第四条関係）

⑸　不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定める。（第五条関係）

⑹　その他所要の規定の整備を行う。（附則第二項関係）

２　この政令は、令和八年十月三十一日から施行する。（附則第一項関係）

◇郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百四十一号）（総務省）

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十二号）の施行期日は、令和八年十二月一日とすること。

◇国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令（政令第三百四十二号）（内閣官房）

１　首都中枢機能代替地域に係る要件

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号。以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める要件は、次のいずれにも該当しない地域であることとする。（第一条関係）

⑴　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域

⑵　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第一項に規定する火山災害警戒地域（当該地域に東京圏の区域が含まれる火山に係るものに限る。）

２　副首都の指定に係る要件

⑴　国の行政機構の立地状況

法第十八条第一項第一号の政令で定める要件は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十三条及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第九条の地方支分部局が十四以上置かれている市町村であることとする。（第二条第一項関係）

⑵　人口及び経済の集積状況

法第十八条第一項第二号の政令で定める要件は、次のいずれにも該当する市町村であることとする。（第二条第二項関係）

イ　官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口を当該国勢調査の結果による全国の人口で除して得た割合が一・二パーセント以上であること。

ロ　最近に公表された年度までの過去三年間における各年度の各道府県の道府県内総生産を当該道府県内総生産と同一の会計年度における国内総生産で除して得た割合の平均が二・一パーセント以上である道府県の区域内にあること。

⑶　必要な地方行政体制

法第十八条第一項第三号の政令で定める要件は、次のいずれかの地方行政体制が整備されていることとする。（第二条第三項関係）

イ　大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号。以下「大都市法」という。）の規定により特別区が設けられていること又は大都市法第九条第二項の規定による告示がされていること。

ロ　指定都市であって、当該指定都市をその区域に含む道府県と共同して地域における首都中枢機能の代替機能を確保し経済の成長を実現するための施策に関する基本的な計画を定めるとともに、当該道府県と次に掲げる事務を処理するに当たっての基本的な方針及び具体的な役割分担並びに当該事務を一体的かつ統一的に処理するための方法として相互間の協議の実施又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）上の協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行、一部事務組合の設置若しくは広域連合の設置を定める連携協約を締結し、かつ、当該道府県と同法第二百五十二条の七第一項の規定により副首都の整備に係る施策を推進するための内部組織を共同設置していることその他当該施策の推進に関する一体性、統一性及び透明性を確保するために必要な取組として内閣府令で定めるものを実施する体制を整備していること。

⑴　産業の振興に関する重要な計画の策定及び変更その他産業の振興に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの

⑵　官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第九条第一項に規定する都道府県官民データ活用推進計画、同条第三項に規定する市町村官民データ活用推進計画その他の情報通信に関する重要な計画の策定及び変更その他情報通信に関する事務のうち連携することが特に必要であるもの